別紙

「むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、むつ横浜風力開発株式会社が、青森県上北郡横浜町において、最大で出力 37,800kW（単機出力 4,200kW×９基）の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和６年５月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業者は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。以下「農山漁村再エネ法」という。）に基づき横浜町が設置した協議会に参画しており、一定の関係機関等との連携が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、一部の地域において、本事業の工事用資材等の搬出入に伴う騒音が最大で７dB 増加すると予測されているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影は、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過すると予測されている。

また、対象事業実施区域の周辺では、他事業者による多くの風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類の生息・営巣、ガン・カモ類、ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔、ハクチョウ類の集結地が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、事業計画を適切に見直した上で、その旨を評価書に記載すること。

１．総論

（１）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、引き続き地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（２）事後調査等

ア　事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要

に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ　上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ　事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

（3）累積的な影響

ア　対象事業実施区域の周辺では、他事業者による多くの風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、農山漁村再エネ法に基づき組織された協議会等を通じ、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報の共有等を行うことで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ　他事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2．各論

（1）騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、一部の地域において、本事業の工事用資材等の搬出入に伴う騒音が最大で7 dB 増加する予測結果となっている。

このため、工事用資材等の搬出入に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、搬出入ルートの分散化による車両台数の平準化、低速走行等の追加的な環境保全措置により騒音を一層低減するよう努めること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等の住民等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。さらに、住民等から苦情等が寄せられた場合は、環境監視を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

（2）風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影は、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数の住居において超過すると予測されている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある住居の住民に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。また、事後調査を適切に実施し、

その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

（３）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類の生息・営巣、ガン・カモ類、ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔、ハクチョウ類の集結地が確認されている。

また、一部の風力発電設備について、オジロワシ、ハチクマ、ノスリ等の年間予測衝突数が相対的に高い予測となっている。これらのことから、本事業の実施により、鳥類に対して移動の阻害、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア　ハクチョウ類について、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年１月、平成 27 年９月修正版環境省自然環境局野生生物課）において、対象事業実施区域の周辺で冬季にオオハクチョウの利用が確認されているとともに、本事業者が実施した任意観察の調査結果においても飛翔が確認されている。一方、本準備書には越冬期におけるハクチョウ類の利用状況に係る調査、予測及び評価の結果が示されていない。そのため、越冬期におけるハクチョウ類の餌場及び休息地としての利用への影響について、任意観察を含めた調査結果に基づき、専門家等の助言を踏まえ、予測及び評価を実施し、それらの結果を評価書に適切に記載すること。

イ　オジロワシ、ハチクマ、ノスリ等の年間予測衝突数が相対的に高い予測となっている風力発電設備については、バードストライクの発生を低減するため、専門家等の助言を踏まえ、ブレード塗装等の鳥類からの視認性を高める措置を検討すること。

ウ　鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、専門家等の助言を踏まえ、稼働後のバードストライクの有無及び渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施すること。特にハクチョウ類については、越冬期における利用状況、移動経路等についても適切に調査すること。また、事後調査の結果、重要な鳥類の衝突、移動の阻害等の重大な影響が認められた場合は、更なる影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類からの視認性を高める措置に加え、渡り期及び越冬期の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

エ　稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

（４）植物に対する影響

植物相調査における調査ルートについて、土地の改変を行おうとする風力発電設備を設置する位置及び道路を新設する位置において踏査がされていない区域が存在する。

このため、土地の改変を行おうとする位置において、植物の生育状況を直接確認する追加調査を実施し、その結果を整理して評価書に反映するとともに、必要な環境保全措置について検討すること。